

別表十四(六)

「18」欄に「換地処分等」と記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

別表十四(六)

令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

譲受法人名	1					計
譲渡損益調整資産の種類	2					
譲渡年月日	3	・	・	・	・	・
譲渡収益の額	4	円	円	円	円	
譲渡原価の額	5					
調整前譲渡利益額 (4) - (5) (マイナスの場合は0)	6					
圧縮記帳等による損金算入額	7					
譲渡利益額	8					

「14」欄

換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(譲渡損益調整資産に係る措置)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の72第10項」
- ② 「区分番号」欄:「10565」
- ③ 「適用額」欄:「18」欄の「その他()」の空欄に「換地処分等」と記載した資産の「14」欄の金額

利益額の調整	当期益金算入額 〔簡便法により計算する場合 には、(21)又は(25)の金額〕	13					
	翌期以後に益金の額に算入する金額 (8)又は(12)-(13)	14					
譲渡損失額の調整	(10)のうち期首現在で損金の額に算入されていない金額 (前期の(17))	15					
	当期損金算入額 〔簡便法により計算する場合 には、(22)又は(26)の金額〕	16					
当期に譲受法人において生じた調整事由	翌期以後に損金の額に算入する金額 (10)又は(15)-(16)	17					
	譲渡・償却その他()	18	譲渡・償却その他()	譲渡・償却その他()	譲渡・償却その他()	譲渡・償却その他()	
減価償却資産	償却期間の月数 〔譲受法人が適用する耐用年数〕 × 12	19	月	月	月	月	
	当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	20					
当期に算入する額を計算する場合	当期益金算入額 (8) × $\frac{(20)}{(19)}$	21	円	円	円	円	
	当期損金算入額 (10) × $\frac{(20)}{(19)}$	22					
延資	支出の効果の及ぶ期間の月数	23	月	月	月	月	
	当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	24					
当期に算入する額を計算する場合	当期益金算入額 (8) × $\frac{(24)}{(23)}$	25	円	円	円	円	
	当期損金算入額 (10) × $\frac{(24)}{(23)}$	26					